

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させながら、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、当社の経営を負託された取締役が職責に基づいて適切な経営判断を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員会による経営の監督機能を発揮すること、ならびに説明責任を果たすべく適時適切な情報開示を行うことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2】

当社は、現時点において議決権電子プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等を行っておりませんが、機関投資家や海外投資家の比率の動向等を勘案の上、導入の検討を進める所存です。なお当社では、英訳した決算短信及び決算説明会資料につきましては、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトにて掲載しております。

【補充原則3 - 2】

()会計監査人を評価するための基準については、現在作成しております。

()外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

【補充原則4 - 1】

当社は、技術の進歩や環境の変化が著しい業界に属しており、中長期的な業績の予測を開示することが必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないものと考えているため、中期経営計画の公表を行っておりません。

【補充原則4 - 1】

当社の経営陣の年齢を鑑み、後継者への引継等については直近では想定されていないため、後継者計画の策定・運用については具体的に定めておりません。しかしながら、後継者計画は会社経営の持続性のために重要なテーマであることは認識しており、今後、代表取締役等の経営陣の後継となるような人材の育成を推進していきたいと考えております。

【補充原則4 - 2】

取締役の報酬は、株主総会において決定された総額の範囲内において職務、実績等を勘案して配分し、中長期的な業績及び企業価値の向上等に配慮した体系としております。

個々の取締役の報酬額は、上記に沿って取締役会で決定しており、現在の報酬体系が健全な動機付けに資するものと考えておりますが、より客観的で透明性のある手続きの構築と報酬制度について、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 3】

当社は、現時点においてCEOの解任に形式的なプロセスを明示しておりませんが、【補充原則4 - 1】のCEOの後継者等の計画と併せて手続きの整備を検討してまいります。

【補充原則4 - 10】

当社は監査等委員会設置会社であり、社外取締役3名(内、独立社外取締役2名)も含めて取締役会で活発な議論が行われており、公正かつ透明性の高い体制が整備されています。従いまして、現段階では諮問委員会の設置の必要性はないものと考えておりますが、取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化するため、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 11】

取締役会は、活発な議論と審議を経て、経営の重要な意思決定を行っており、よって実効性を発揮していると考えています。取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の開示については、必要に応じて今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

更新

【原則1 - 4】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。

【原則1 - 7】

当社は、取締役(監査等委員である社外取締役3名を含む)及び主要株主等との取引については、会社法、関連法令及び社内規程に基づいた適切な手続きにより取締役会の承認を得ることとしております。また、関連当事者取引の状況を把握するために、年に一回、状況調査を行い、関連当事者について管理する体制を構築しております。

【原則2 - 6】

当社は、企業年金制度を採用しておりません。

【原則3 - 1】

- ()当社は、「驚きを心に」をコンセプトに、世界を驚かすサービスを創出するべく策定した経営理念をウェブサイトに開示しております。また、中長期的な経営戦略については四半期ごとに決算説明資料に記載しております。
- ()当社は、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方や基本方針についてコーポレート・ガバナンス報告書にて開示する予定です。
- ()役員報酬については、株主総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。なお、各取締役の報酬額は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、各役員の職務の内容・職位及び実績・成果等を勘案して、取締役会規程に基づき、取締役会の決議により決定しております。監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における個々人の貢献度等を勘案して、監査等委員会規程に基づき、監査等委員会にて決定しております。なお、直前事業年度における当社の役員報酬等は、固定報酬のみであります。
- ()()当社の中長期的な企業価値向上を図るために必要不可欠な人材を登用する方針としてあります。具体的には、進化が速いAIやインターネット業界に精通し深い見識を有している者、財務やディスクロージャーに精通した者等を登用しております。多様な専門性を有する者同士が役員として業務執行に取り組むことで、持続的な成長を実現できると考えております。
- 社外取締役につきましては、会計税務の知見や事業会社での経験を有する者を登用し、社外からの客観的な意見・助言を得る体制を構築しております。
- また、取締役構成については、取締役会に答申し、監査等委員会にて検討がなされた上で、取締役会にて取締役候補として定時株主総会の議案としております。

【補充原則4 - 1】

取締役会は、法令及び定款が定める事項及び経営の基本方針等「取締役会規程」に定める重要な事項を決定しております。それ以外の業務執行の決定については、「職務権限規程」等の社内規則に基づき経営陣に委任しており、意思決定の迅速化・効率化を図っております。これらの区分については、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等で例示しております。

【原則4 - 9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づく独立社外取締役の選定を行っております。企業価値向上に寄与する資質・能力、各専門分野に対する深い知見を有していることに加え、取締役会において、積極的に参加し、意見を述べることができる人物を選定しております。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、様々な分野で経験を積んだ多様な取締役により、定款で定める員数内で構成することを方針としております。また、ジェンダー・国際性面での多様性確保についても重要な課題と認識しており今後検討してまいります。

【補充原則4 - 11】

取締役の重要な兼任の状況については、有価証券報告書、株主総会参考書類において開示しております。

【補充原則4 - 11】

取締役会は、活発な議論と審議を経て、経営の重要な意思決定を行っており、よって実効性を発揮していると考えています。取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の開示については、必要に応じて今後検討してまいります。

【補充原則4 - 14】

各取締役は、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいか判断した上で指名しているため、各人の判断において、必要な知識の取得・能力の研鑽に努めることを原則としつつ、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する最新の知識、法令の遵守及び経営に関する有用な情報等の習得、最新の技術動向等については、必要に応じて社外研修等の機会を提供してまいります。

【原則5 - 1】

当社は、株主または投資家等からの面談の申込に対しては、経営陣やIRを主管する部署において、積極的に対応しております。その他、株主との対話の方法としては、投資家向け決算説明会をはじめ、個別のIR面談等を実施しております。

(1)株主または投資家等との対話については、CEO、CFO及びIRを主管する部署において任命された従業員が中心となり、決算説明会・個別面談等に積極的に取り組んでおります。

(2)当社においてIRを主管する部署は、経営企画部となります。

(3)当社は決算説明会を定期的に開催しており、決算説明会の資料は当社のウェブサイトで開示しております。また、個別の面談についても積極的に取り組んでおります。

(4)株主または投資家等との対話において把握された意見・懸念等については、取締役へ適切に報告を行い、経営の改善に役立てております。

(5)当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公正性を確保するために、決算や短期的な業績動向等に関するコメントを行わないサイレント期間を設定しております。また、社内の全体集会等を通じて、全従業員にインサイダー取引防止に関して注意喚起を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
林 隆弘	4,333,300	29.04
高橋 知裕	4,333,300	29.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	519,900	3.48
ピッグロープ株式会社	400,000	2.68
J. P. MORGAN SECURITIES PLC(常任代理人 J.P.モルガン証券株式会社)	237,970	1.59
株式会社コーネーテクモゲームス	186,876	1.25
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	176,676	1.18
ネットマーブルジャパン株式会社	176,400	1.18

株式会社竹中工務店	163,132	1.09
BNS ASIA LIMITED(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	150,000	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

(注)

- ・大株主の状況は2020年4月30日の状況を記載しております。
- ・上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
國本 浩市	他の会社の出身者										
井上 智宏	公認会計士										
上山 亨	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d. e及びf.のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
國本 浩市			該当事項はありません。	長年にわたる事業会社での人事・労務・総務等に関する幅広い見識と豊富な経験を有しております、客観的な視点から当社事業及び経営の監督をいただけるものと考え社外取締役に選任しております。

井上 智宏			該当事項はありません。	公認会計士及び税理士として高度な人格と会計税務に関する専門的な知識を有しており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督について十分な役割を果たすことを期待して社外取締役に選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。
上山 亨			該当事項はありません。	証券会社における勤務経験があり、経営と金融等に関する幅広い見識を有しており、客観的な視点から当社事業及び経営の監督をいただけるものと考え社外取締役に選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社には、専属で監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて経営企画部にて監査等委員の職務補助を行います。なお、独立性確保のため、当該使用人による監査等委員会の職務の補助については業務執行取締役の指揮命令権は及びません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部統制機能を有効に機能させるために、監査等委員による監査、内部監査、監査法人による監査の連携を高めるとともに、それぞれが独立した立場から、内部統制に係る整備状況を継続的に検証していくことが必要と考えております。このことから定期的に関係者が集まり、積極的な情報交換を行うことで内部統制の有効性の確保につとめております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

[更新](#)

当社は、業績向上に対する意欲や士気向上を目的にストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員の業務に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員である取締役は除く。)の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、取締役会規程に基づき、取締役会の決議により決定しております。監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における個々人の貢献度等を勘案して、監査等委員会規程に基づき、監査等委員会にて決定しております。なお、直前事業年度における当社の役員報酬等は、固定報酬のみであります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制は、経営企画部を中心に行っております。取締役会の資料については、取締役会の開催の前に先立ち、必要に応じ資料の事前提供や説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)企業統治の体制、監査・監督の状況

・取締役会

当社の取締役会は提出日現在、取締役7名(うち監査等委員である取締役3名)で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款および法令に則り、経営の意思決定機関および監督機関として機能しております。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、うち1名が常勤監査等委員であります。全て社外取締役であり、公認会計士を1名含んでおります。

監査等委員である取締役は取締役会に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に監査等委員会を開催しております。また、内部監査担当者および会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

・内部監査

開発部・経営企画部の2部門が存在しますが、自己監査防止のため、それぞれの部門長が一方の部門を監査する相互牽制体制を構築しております。

内部監査は内部監査規程に基づき、社内各部門の業務活動および諸制度の運用状況について、経営目的に照らした監査を行い、経営方針・関連法令・諸規程・その他業務の諸制度・諸基準への準拠性と、業務の諸活動・管理の妥当性・効率性を検証・評価し、指導・助言・勧告を通して業務の改善・経営の効率化を図り、当会社の健全な発展に寄与する事を目的として実施しております。

・会計監査人

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、定期的な監査以外にも、必要に応じ会計上の各課題について協議を行うなど、適切な会計処理に努めております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会を設置し、独立性の高い社外取締役3名及び監査等委員会による監督、監査機能の充実を図ることは、経営における透明性の高いガバナンス体制を維持し、継続的な企業価値向上に資すると考え、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	4月決算のため、株主総会の集中は回避されております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、検討すべき事項として考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、当社概要や中長期的な成長戦略などについて、個人投資家向けの説明会の開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役CEOが当社概要や中長期的な成長戦略などを説明しております。なお、通期決算説明会を含め、年2回開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会は開催しておりませんが、現地訪問や電話会議形式等による海外投資家との個別面談を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のコーポレートサイト内にIRページを作成の上、決算情報及び適時会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大の最大要因であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針であります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページや決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示(法令等に基づき財務数値に関連する情報)を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業経営の透明性および公平性を担保するため、取締役会決議により内部統制に関する基本方針および各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当者による内部監査を実施しております。

当社では、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

「内部統制システム構築の基本方針」に定めた体制は以下の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 取締役及び使用人等が、監査等委員に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたこと理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築の基本方針において、反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを謳っており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また「反社会的勢力対策規程」において、「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を明記しております。

この方針の下、当社では、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するために、取引先に対しては取引の開始前においてインターネット検索や記事検索、面談または訪問による反社会的勢力チェックを行い、また既存取引先との継続取引においては毎年1回、取引先が反社会的勢力と関係を有していないことをインターネットや記事検索による調査で確認しております。その他、株主に対しては株主となる時点、役員に対しては役員就任時、従業員に対しては新規採用時に、インターネット検索、記事検索(場合により、役員については面談または訪問、従業員については面談も実施)を使った調査を行っております。

上記に加え、経営企画部を中心として対応体制・対応要領を整備するとともに、上記の取引先調査および不当要求があった場合の対応について「反社会的勢力対応マニュアル」として具体的に制定し、運用を行っております。

上記行動基準およびマニュアルを役員・従業員へ周知、徹底していくとともに、経営企画部所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けてさらなる社内体制の整備・強化を図っていく方針であります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

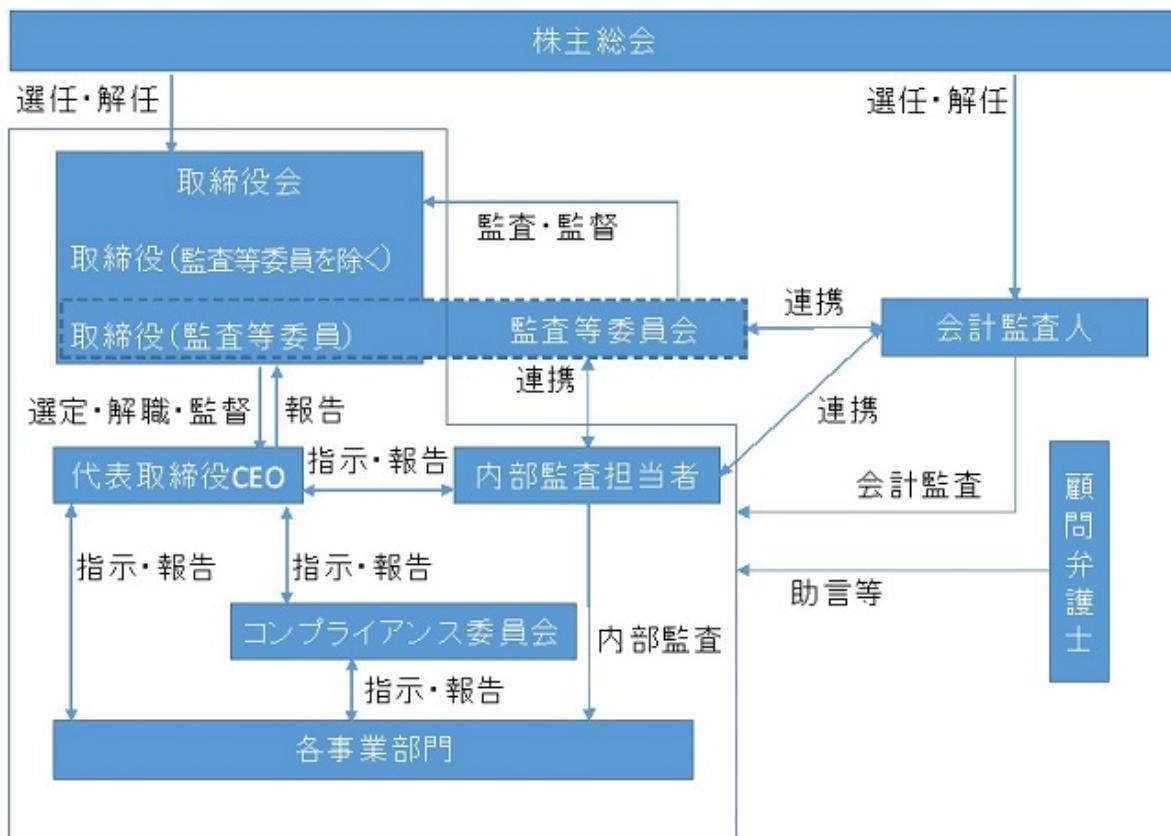
該当項目に関する補足説明

現状、買収防衛策導入の予定はありませんが、今後検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

